

主張千年に及ぶ日本国家の非合理で独善的な「天候支配」による犠牲者「被差別者」の救済を急ぐべく糾弾する。

川元 祥 一

五世紀ころ日本に仏教が伝来し六世紀末には神仏習合政治が始まり、その国家が最も大切に「護国三部経」（金光明経）「仁王般若波羅蜜経」法華経）が決まっていた。中でも国家・天皇が重視する経典が「金光明経」だった。後に国分寺が全国に建立されたとき、全ての国分寺に配布、国家的経典とされたものだ。この「金光明経」には十の戒律がある。大意は「他人の物を盗むな」「嘘を言うな」などであるが、中には世界的普遍性を欠くものとして、家畜を殺したり肉を食べてはならないとする「不殺生戒」（政治用語として「殺生禁断」）がありこの戒律の解説が「金光明経最終巻」にあると書かれているが、なぜかそこには無く、別の経典「一切経」の最終巻が載っている。最終巻では「殺生」が基本的に家畜に絞られ「殺生」だけでなく、「肉を食べる」ことも禁じられ、「殺生」も「肉食」も「救われない」「悪」であるとされている。このような思想は、世界中にある肉食の習慣からして仏教の独善的価値観と私は批判している。そうした様子で導入された仏教であるが、我が国で初めて「殺生禁断」「肉食禁止」を詔として発令したのは六七五年・天武天皇だ。内容は本文を見てもらいたいが「金光明経最終巻」に酷似している。この主張の主たるところは「殺生禁断」の対象が日本の家畜「牛・馬・犬・猿・鶏を殺し、その肉を食へばならぬ。それ以外は禁制に触れない」などだ（『日本書紀下』宇治谷孟訳）。禁制にある「それ以外は禁制に触れない」とは、当時盛んだった貴族、武士の「鹿狩」「猪狩」が考慮されたと考えられる。この禁令が、「金光明経最終編」に極似しているのは明白で、天武は発令直前「一切経」の写経を命じており、発令直後に各地の国司、寺院等に「一切経」を保持するよう命じている（『日本書紀下』前掲）。もともと、この時点で、この禁令が「天候支配」「自然支配」に利用されるかどうか明確でないが、この後奈良時代の諸天皇は、この禁令を用いて、天候異変の防御として「殺生禁断」「肉食禁止」を次々詔する。一つの例を示せば、七二年元正天皇は「この頃、陰陽が乱れ、災害や早魃がしきりにある（略）恵みの雨は降らず、人民は業を失う。（略）飲酒を禁じ、屠殺をやめさせ」（『続日本紀 上』講談社学術文庫）だ。仏教を重んじ国分寺を建立した聖武天皇は七三七年を始めとして三度も「殺生禁断」を詔している。世界的傾向として、原始、古代、中世までは、天変地異、天候異変を防ぐため諸国の王やシャーマンが乗り出し、自然支配しようとした事がジームズ・フレイザーの『金枝篇』などに詳しく書かれているが、日本の天皇もその役目を自覚していたようだ。平安時代になると天候異変は何かの「祟」と考え、天皇直属の警察機関として生まれた「檢非違使」が「祟」の中の「穢（死体や葬儀）・殺生」などを調査。それらがあればそれを掃除・キヨメる型になった。しかし実際にやると、「穢に触れた者も穢」とする規定が「延喜式」で決まっており、檢非違使が穢れると天皇も穢れるとしてこの制度が変質する。どうなるかという点、檢非違使がやるべき「穢の実験・キヨメ」を天皇から最も遠い存在の、例えば「賤業者」（河原者（屠者））「ハンセン病者」などに「実檢・キヨメ」の「代行」を行わせたのである。このような社会の実態を反映して、中世の象徴的辞典といえる『塵袋』の表現「キヨメヲエタト云フハ何ナル詞ゾ」が造られるのである。こうした実態を背景に「穢をキヨメル」仕事が定着し「被差別者」が固定的に広がり、民衆の認識もそこに固定する。その現象「部落差別の原点・端緒」が社会に広がっていったのが「部落差別の原因」と私は考える。その後、鎌倉時代も江戸時代も「雨乞」などの「型」が変化することがあっても、その思想は、仏教の「不殺生戒」「肉食禁止」が用いられたのである。その思想・手法が終わるのは明治八年（一八七五）、イギリスの天文学者を招いて科学的な東京気象台が作られた時といえるだろう（『古川武彦著 気象庁物語』）。

日本の国家・政府は、それまでの「天候支配」「自然支配」が間違っていたことを、少なくとも気象台を作った時点で知ったはずである。しかもそれは単なる技術の遅れではなく、それまで「殺生禁断」を言いながら、国家レベルでは兵具、馬具の原材料として「殺牛」「殺馬」を行い、行った者を「悪人」として「差別」し、それが続いているのを知っていたはずである。そうした国家の「絶対矛盾」もあったことから、「国家による天候支配」「殺生禁断」の間違いを深く反省し一日も早く国民の前に表明、独善的思想による「部落差別」を解消し、「差別」による被害者を救済すべく、強く訴える目的で本書をまとめた。

ご高評をお願いしたい。

二〇二四年一月